

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（27）

2011年10月21日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（2）に対する求釈明など

被告準備書面（2）に対して、下記のことを求める。

記

被告準備書面（2）の4ページの

① について

「 本件訴訟の当否判断のための釈明の要を認めない。 」

とあるが、なぜ釈明の要がないのか、丁寧に説明されたい。

② について

「 本件訴訟は、住民訴訟の要件を満たしていないという意味である。 」

とあるが、なぜ住民訴訟の要件を満たしていないのか、具体的に説明されい。

③ について

「 先行行為であると主張する側に立証責任があり、被告らは、それを明ら

かにする必要はない。必要な範囲で反証ないし反論をする。 」

とるあが、これは、これまでの被告らの反論は不十分なものであると認めた
という風に理解してよろしいか。

以上